社協のご案内

令和８年度版

社協の活動は、地域の皆さまが主役です

春日部に
「キモチ」を
お届け
春日部市社会福祉協議会

笑顔でつながり　支え合う
安心して　いきいきと暮らし続けられるまち　春日部

社会福祉法人　春日部市社会福祉協議会

―目　次―

●社会福祉協議会とは・・・・・・・・・・・・・・・ 1

●春日部市地域福祉活動計画・・・・・・・・ 2

●生活課題の解決に向けた・・・・・・・・・・ 3
地域支え合い活動の推進

生活支援体制整備事業／彩の国あんしんセーフティネット事業
子どもの居場所づくり／ファミリー・サポート・センター
子育て世帯訪問支援事業／春日部市社会福祉法人連絡会
かすかべ家事サービス事業

●支部社協活動の推進・・・・・・・・・・・・・・ 7

ふれあい・いきいきサロン／ふれあい会食会

●権利擁護の推進及び・・・・・・・・・・・・・・ 9
相談支援体制の充実

あんしんサポートねっと（福祉サービス利用援助事業）
各種資金の貸付／心配ごと相談事業

●ボランティア活動の推進・・・・・・・・・ 13

ボランティアセンター

●福祉教育の推進及び
福祉人材の養成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

福祉教育の推進／ふれあい広場

●在宅福祉の支援 …… 15
紙おむつ配付事業／有償ホームヘルプサービス
福祉機器の貸出し

●社会参加の促進及び機会の提供 …… 17
手話通訳派遣事業／福祉車両貸出し

●介護保険事業 …… 18
居宅介護支援（ケアプラン作成）事業／訪問介護事業
第１号訪問事業・訪問型サービス A 事業
あしすと春日部デイサービスセンター「通所介護事業」
春日部市第１地域包括支援センター

●障害福祉サービス事業 …… 21
居宅介護事業／重度訪問介護事業／同行援護事業
移動支援事業／あしすと地域活動支援センター
春日部市障害者就労支援センター
ふじ支援センター・ゆりのき支援センター・リサイクルショップ
ひまわり園「就労継続支援 B 型」／あおぞら「生活介護」

●その他の事業 …… 26
社協広報誌「あしすと」の発行／共同募金運動

●地域住民のみなさまへの
大切なお願い …… 27
春日部市の未来を支える／春日部市社協が設置する基金
冠基金／相続・遺贈による寄付／募金箱の設置
自動販売機の設置／不要入れ歯の回収

●各事務所・事業所のご案内・地図 …… 30

社会福祉協議会とは

社会福祉協議会（社協）は、社会福祉法により、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられており、全国、都道府県、市区町村単位にそれぞれ一つ設置されている民間の社会福祉法人です。

運営の原則は、地域住民、社会福祉関係者等の参加・協力を得て活動することを大きな特徴とし、民間の非営利組織としての「自主性」を持つとともに、地域住民や民生委員・児童委員などのさまざまな分野の関係者、行政機関に支えられた「公共性」という二つの側面を併せもった組織です。

社協は皆さまに支えられて活動しています

社協は、「ともに生きる豊かな地域社会」を目指し、多くの皆さまに支えられてさまざまな事業や活動を行っています。個人・法人・団体など、いつでもどなたでも会員になることができます。皆さまからの会費が地域福祉を推進するための貴重な財源となっていますので、活動の趣旨をご理解いただき、社協会員会費へのご協力をお願いいたします。

社協会員会費

◎ 一般会員（各世帯・個人）・・・・・・・・・・・・ 1口　500円
◎ 賛助会員（個人・団体）・・・・・・・・・・・・・ 1口　3,000円
◎ 特別会員（個人・法人・団体）・・・・・・・・・ 1口　10,000円

春日部市地域福祉活動計画

計画期間　令和７年度▶令和 11 年度

地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、地域福祉を推進するため、春日部市が策定した行政計画である「地域福祉計画」と相互に連携し、補完し合いながら進めていくことから、基本理念や基本目標を共有しています。そして、それらの実現に向け、その中核的な役割を担う社協が、地域や福祉活動の担い手の方などとともに、活動を展開していくための活動・行動計画です。

基本理念

人と人が「笑顔でつながり」、「支え合う」仕組みづくりを進め、全ての市民が「安心して、いきいきと暮らし続けられるまち」の実現を目指します。

笑顔でつながり　支え合う
安心して　いきいきと暮らし続けられるまち　春日部

基本目標

「誰もがひとりではない」ことを実感できるよう「地域のつながり」という視点から基本目標を設定し、皆さまと共に、地域福祉活動を推進していきます。

基本目標１　自分の地域を住みやすいものにしていくための情報を手に入れることができる

基本目標２　誰もが地域の一員であるという認識を持つことができる

基本目標３　いろいろな立場の人がつながっていると実感できる

地域福祉活動計画は、社協ホームページからご覧いただけます。

生活課題の解決に向けた地域支え合い活動の推進

生活支援体制整備事業

高齢化が進む中で生じる地域の抱える課題に対し、社協に配置された「生活支援コーディネーター」が地域の社会資源である地縁組織やボランティア、社会福祉施設等と連携・協働して「地域で支える仕組みづくり」を推進します。

また、地域の課題や対応方法等を話し合う協議体や住民懇談会の開催を進め、「ともに生きる豊かな地域社会づくり」を推進していきます。

春日部市では、圏域を設置し、地域に応じた支え合いを進めています。

○ 第１層（市圏域）：市内全体の情報把握及び発信

○ 第２層（支部社協圏域）：同じ地域の中での情報共有や連携

○ 第３層（地区民協・自治会圏域等）：強みや課題を把握し、より身近な支え合い活動を展開

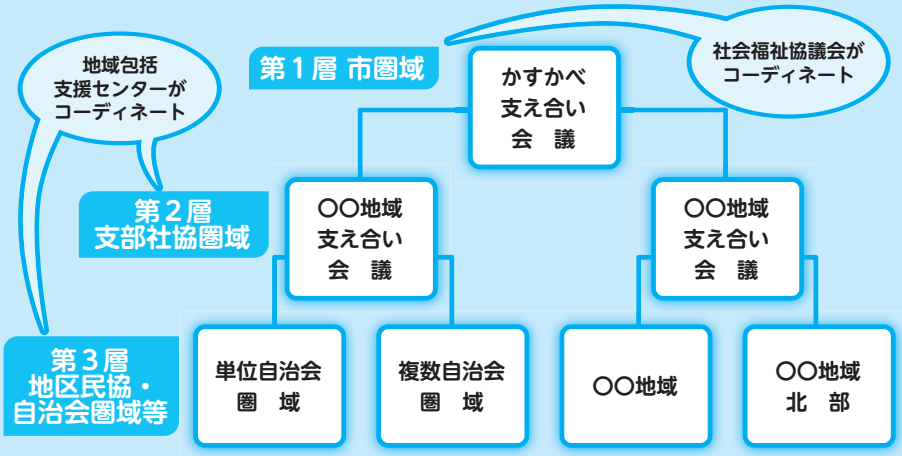

取組みの紹介

「喋る」と「シャベル」をかけています

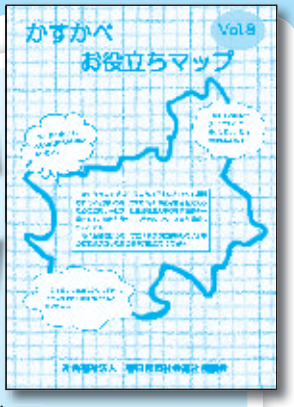

① しゃべる場

地域の良いところ・困りごとをみんなで話し合い、「自分たち・地域・地域のつながりでできること」といった視点で取り組んでいくための場です。

② 担い手養成講座

平成27年度より開催し、多くの方にご参加いただきました。講座修了者の方々から有志でボランティア団体が立ち上がり、地域のお助け隊や子どもの居場所づくりなどの活動を展開しています。

③ 社会資源の見える化（かすかべお役立ちマップ・地域開放スペースマップ）

地域にあるお茶のみ会などの集まりの場や、介護予防の体操、地域活動に利用できる空きスペースの情報などを冊子にまとめ、公共施設等に配架しています。

地域開放スペースマップを発行し、地域へ情報を発信しています！

彩の国あんしんセーフティネット事業

社会福祉法人が社会貢献活動として行う、既存の制度では対応しきれない制度の狭間の問題や、生活困窮等の新たな福祉課題に対応するための相談支援事業に対し、連携・協働して進めます。

利用可能な制度の紹介や支援機関への橋渡しを行うとともに、ひっ迫した状況にある場合には経済的援助(現物給付)を行い、生活困窮者の自立を支援します。

※ 自立相談支援事業の窓口は、春日部市役所内にあります。

子どもの居場所づくり

子どもの貧困に係る課題について、新たな活動の立ち上げなどの支援や社会的孤立への対応、子どもの居場所（サロン等）づくりを地域住民とともに取り組むことで、地域の支え合い活動の仕組みづくりにつなげていきます。

・「子どもの支援ネットワーク」の開催
・ひとり親家庭食材配付事業（かすかべココつな便）
・ひとり親家庭受験生応援事業

ファミリー・サポート・センター

仕事と家庭の両立と子育て支援を図るため、地域の中で子育てを応援したい方（提供会員）と、応援してほしい方（依頼会員）が会員となり、児童の送迎や帰宅後の一時預かりなどの支援を行います。

こんな時に利用できます。

・保育施設等への送迎や、その前後の保育が必要なとき
・兄弟、家族の用事のとき　・保護者の突然の用事のとき
・保護者が求職活動を行いたいとき
・講習会や習い事に出かけたいとき

対　象：生後６か月から小学校６年生のこどもがいる世帯

利用料：（1 時間あたり）

活　動　時　間	平　日	土曜日・日曜日、祝日・休日と年末年始
７：００～１９：００	700 円	900 円
上記の時間帯以外	900 円	1,100 円

場　所：P30・P31 を参照

子育て世帯訪問支援事業

家事や育児に対する不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を「訪問支援員」が訪問し、家事･育児等を支援します。

支援対象：市内に住所を有する０歳～１８歳未満のこどもを養育している方で市役所こども相談課より決定を受けた方

支援内容：家事支援
・食事の準備及び片付け　・住居等の清掃及び整理整頓
・衣類等の洗濯及び補修　・生活必需品の買い物の代行
・その他日常的に家事に関して特に必要と認められるもの

育児支援
・授乳・食事の世話　・おむつ交換、排せつの介助
・衣類の着脱　・入浴（もく浴）の介助
・保育所等の送迎等
・その他日常的な育児に関して特に必要と認められるもの

訪問支援は、原則、保護者の在宅時に行います。

春日部市社会福祉法人連絡会

市内の社会福祉法人が、高齢者・児童・障がい者などの分野を超えて連携を図ることにより、制度の狭間の問題など地域社会の課題解決を図る「地域における公益的な取り組み」を進められるよう、法人間の連携を推進します。（令和８年４月１日現在の参加法人：18 法人）

かすかべ家事サービス事業

誰もが安心して日々の生活を営むことができるよう、日常生活上の援助を必要とする高齢者・心身障がい児（者）及び病人等の家庭に対し、日常的な家事援助を行います。

内　容：① 洗濯　② 掃除　③ 整理整頓　④ 炊事　⑤ 話し相手
⑥ 買い物　⑦ 通院付き添い　⑧ 外出付き添い
⑨ 簡単な困りごと（電球交換、ゴミ出しなど）
⑩ その他

対　象：(1) おおむね 65 歳以上の高齢者及びその世帯
(2) 障がい児（者）及びその世帯
(3) 一人親世帯
(4) 産前・産後世帯、育児と介護を両立している世帯
(5) その他会長が特に必要と認める者
※ 身体介助及び入院中の方は対象外、⑦については排せつ行為が自分でできる方が対象

利用日時：月～金曜日（８：３０～１７：００）
土・日、祝日、年末・年始は除きます。

利用料：年会費 300 円の他、下記の料金がかかります。

	時　間	料　金	
		家　事	通　院
協力会員 １人につき	30分まで	400 円	──
	30分以上1時間まで	800 円	1,000 円
	１時間以上１時間30分まで	1,200 円	1,500 円
	１時間30分以上２時間まで	1,600 円	2,000 円

支部社協活動の推進

支部社協

より身近な地域福祉を推進するため、地域住民の皆さまの参加協力のもと各地区に支部社協（粕壁、内牧、武里、豊春、幸松、豊野、武里団地、庄和）を設置し、地域の課題に応じた支え合い活動を展開しています。

内　容：見守り声かけ活動、ふれあい会食会、その他地域の実情に応じた支え合い活動

「ゆるやかな見まもり（ゆるまも）」活動を広めています

支部社協の協力のもと、単身高齢者や高齢者夫婦世帯、ひとり親世帯、ヤングケアラー、不登校、生活困窮、社会的孤立に陥っている人などに対し、地域全体で“ゆるやかに”“さりげなく”“無理をしない”「ゆるやかな見まもり（ゆるまも）」活動を行うことで、地域住民の皆さま一人ひとりが支え合いを感じられるような地域づくりを目指しています。

ふれあい・いきいきサロン

誰もが支え合う地域づくりに向け、高齢者や介護者、子育て中の方など地域住民の皆さまが共に仲間づくりの輪を広げる活動をとおして、地域での居場所づくりにつなげていく支援を行っています。

内　容：① 高齢者サロン② 介護者サロン③ 子育てサロン④ 世代間交流サロンの設置を推進しています。なお、各サロンではさまざまな活動をしています。

申込み：開催日時等はお住まいの自治会等にお問い合わせください。

ふれあい会食会

地域での交流や生きがいづくりを推進するため、地域住民の皆さまの参加協力により、ふれあい会食会（または配食サービス）の支援を行っています。単身高齢者や高齢者夫婦世帯だけでなく、ひとり親家庭を始めとした、要支援世帯の子どもや生活困窮者等、対象を拡大しておりますので、詳しくは地域福祉担当までお問い合わせください。

内　容：公民館等に集まり、みんなで食事や演芸等を楽しんでいただいています。配食サービスは安否確認を兼ねて、ボランティアさんが自宅にお弁当を届けています。

権利擁護の推進及び相談支援体制の充実

あんしんサポートねっと（福祉サービス利用援助事業）

判断能力が十分でない高齢者や知的障がい・精神障がいのある方などが、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、生活支援員が定期的に訪問し、支援を行います。

内　容：利用者との契約に基づき、専門員が利用者の相談に応じ、利用者ごとに適切な援助の内容や方法を定め、担当の生活支援員が具体的なサービスを提供します。

対　象：判断能力が十分でない高齢者や知的障がい・精神障がいのある方
本事業の契約の内容について判断し得る能力を有している方
埼玉県に住所を有する方
※ 居宅で生活している方に限らず、施設を利用している方も対象となります。

利用料：

援助の内容	料　　金
① 福祉サービス利用援助 ② 日常生活上の手続き援助 ③ 日常的金銭管理	1 回 1 時間まで　1,600 円 以降 30 分ごとに 600 円が加算されます ［ただし、日常的金銭管理の援助で通帳をお預かりする場合、又は金融機関において代理により援助を行う場合は、1 回 1 時間まで 2,000 円になります］
④ 書類等預かりサービス	基本料　2,000円(1年間) 利用料　　500円(1か月)

各種資金の貸付

世帯の生活安定及び自立更生を図るため、生活が困窮している世帯に対し、相談支援と必要な資金の貸付を行っています。
なお、貸付には一定の条件があります。

■ 春日部市社会福祉協議会　小口福祉資金

福祉的な理由により臨時的支出又は収入の減少から一時的に生活困難な状況になった場合、次の収入までの「一時的な立て替え資金」としてご利用できる貸付制度です。（貸付限度額２万円以内）

■ 埼玉県社会福祉協議会　生活福祉資金の貸付

□ 総合支援資金

失業等により、日常生活全般に困難を抱えた世帯へ、相談支援と生活費及び一時的な資金の貸付制度です。

① 生活支援費…生活再建までの間に必要な生活費用
貸付限度額　２人以上世帯、月２０万円以内
単身世帯、月１５万円以内

② 住宅入居費…敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
貸付限度額　４０万円以内

③ 一時生活再建費…生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用
貸付限度額　６０万円以内

対　象：自立が見込まれる世帯であって、次のいずれの条件にも該当する世帯

- 自立相談支援事業の支援を受けるとともに、社会福祉協議会及び関係機関から、貸付後の継続的な支援を受けることに同意していること
- 失業により生活に困窮されている世帯の方の場合、公共職業安定所での就職活動をされていることが必要となります。この就職活動の状況等について、定期的にご連絡をいただきます。

- 生計中心者の方の失業や減収等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること
- 借入申込み者の本人確認が可能であること
- 現に住居を有していること又は住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
- 社会福祉協議会が貸付及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること
- 失業等給付、就職訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと

□ 福祉資金

低所得者、障がい者または日常生活上療養または介護を要する６５歳以上の高齢者のいる世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立を図り、安定した生活を送れるようにするための貸付制度です。

生業、技能習得、住宅増改築等、福祉用具等購入、障害者用自動車購入、療養、冠婚葬祭　など

□ 緊急小口福祉資金

低所得世帯に対し、次の理由により緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合への貸付制度です。（貸付限度額 10 万円以内）

① 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき
② 給与等の盗難によって生活費が必要なとき
③ 火災等被災によって生活費が必要なとき
④ その他これらと同等のやむを得ない事由によるとき

※ 自立相談支援事業利用が条件となる場合があります。

□ 教育支援資金

低所得世帯に対し、高等学校、大学又は高等専門学校の就学及び入学に必要な経費の貸付制度です。

① 教育支援費　就学するのに必要な経費
② 就学支援費　入学に際し必要な経費

□ 不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を所有しており、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸付する制度です。

心配ごと相談事業

日常生活の中での、お困りごとや悩みごとの相談に応じる制度です。「心の問題」には臨床心理士が、「法律の問題」には弁護士が相談員となり、問題解決に向けて支援します。

日　時：毎月第２・第４金曜日（予約制）
　　９：００～１２：００　心の相談（１回 50 分）
　　１３：００～１６：００　法律相談（１回 30 分）
※ 法律相談は、原則として年度１回限りとなります。

ボランティア活動の推進

ボランティアセンター

活動への理解促進、参加の呼びかけなどボランティアに関する情報発信や、ボランティア活動者とボランティアを必要とする人たちとを結びつけるコーディネートを行っています。

内　容：ボランティア相談、ボランティア保険の案内等

対　象：市内でボランティア活動をする方、ボランティアを必要とする方

場　所：春日部（あしすと春日部内）、牛島、武里、栄町のボランティアセンター　P30 ～ P32 参照

開設時間：月～金曜日　１０：００～１６：００
※ 春日部ボランティアセンターは８：３０～１７：１５

■ ボランティア活動推進連絡会

春日部市を中心に活動するボランティア団体や個人を統括し、会員相互の連携と情報交換、研修等の活動をとおして健全なボランティア活動の普及発展に努めることを目的とした団体で、平成１９年に発足しました。

令和８年４月現在、加入団体は３４団体・個人会員は１名、それぞれが日々のボランティア活動を行いながら、定期的に情報交換会や研修会等を開催することで相互間の連携を取り合い、ボランティアの更なる促進・質の向上・育成を目指しさまざまな活動を行っています。

■「集まれ！ボランティア広場」「地域デビュー体験会」

ボランティアへの意識・関心を高めるため、ボランティアグループによるボランティア体験や社協啓発活動を市内商業施設にて定期的に行っています。

■ ボランティアフェスティバル

ボランティア活動の普及啓発や新規ボランティアの開拓、ボランティア活動への参加促進を図るため、社協とボランティア活動推進連絡会の共催で年１回開催しています。

■ 災害ボランティアセンターの運営

災害発生時には、市と締結した「春日部市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書」に基づき、被災者中心、地元中心、協働を活動原則とする災害ボランティアセンターを設置し、被災者支援を実施します。

○ 災害時における協力に関する協定締結団体

- 「災害時における協力体制に関する協定」：公益社団法人春日部青年会議所
- 「自然災害発生時における災害ボランティアセンター支援に関する協定」：春日部ライオンズクラブ、春日部中央ライオンズクラブ、かすかべ藤ライオンズクラブ

福祉教育の推進及び福祉人材の養成

福祉教育の推進

誰もが地域の一員であるという意識の醸成、また福祉に関する問題や活動への興味を促し地域活動への参加をとおして地域づくりにつながるよう福祉教育を推進しています。

車いす体験、アイマスク体験、
点字体験、手話体験、
高齢者疑似体験、
車いすバスケットボール、
講演（障がい者など）

ふれあい広場

市民一人ひとりの心のふれあいをとおして、住みよいまちを築くとともに、福祉に対する理解を深め、市民交流の輪を広げ、思いやりのある心を育てる啓発イベントです。

内　容：福祉関係者、団体による展示・販売・演芸等

在宅福祉の支援

紙おむつ配付事業

在宅の寝たきり高齢者や障がい者がいる世帯に対して、経済的負担の軽減を図るため、紙おむつを配付します。

内　容：紙おむつを一部自己負担で配付します。（年６回）

対　象：（高齢者）
・社協会員であり、在宅の方
・満６５歳以上の課税世帯で、要介護４・５に該当する方
※ 春日部市高齢者家族介護用品支給事業対象者を除きます。
※ 介護保険制度上、「在宅サービス利用者」の扱いとされる施設入所者を除きます。

（障がい者）
・社協会員であり、在宅の方
・３歳以上６５歳未満の身体障害者手帳１・２級または療育手帳 Ⓐ・Ａを所持し、肢体不自由のうち下肢または体幹機能障がいのある方で、かつ、排尿・排便の意思表示が困難で紙おむつ以外の方法で排せつ処理ができない方
※ 春日部市日常生活用具給付等事業対象者を除きます。

有償ホームヘルプサービス

生活の安定や日常生活を支援するため、有償でホームヘルプサービスの提供を行います。

対　象：介護保険法及び障害者総合支援法に定めるホームヘルプサービス事業の派遣対象者のうち、決定されたサービスに上乗せ又はサービスの決定が見込まれるまでの間、サービスの提供を希望する方や介護保険法等で決定されたサービスとは別に、簡易な生活支援を希望する方

場　所：P30・P31 訪問介護 参照

サービス提供：月～土曜日　８：００～１９：００（年末年始を除く）

利用料：春日部市社会福祉協議会規程に基づく利用料

福祉機器の貸出し

■ 車いすの貸出し

日常生活を支援するため、通院などで一時的に車いすを利用される方に貸出します。

期　間：必要日数とし、最長９０日以内
※ あくまで一時的な利用となりますので、継続的に必要な方は介護保険制度等をご利用ください。

対　象：社協会員であり歩行困難な高齢者、障がいのある方など

場　所：P30 ～ P32 を参照

地図	車いす貸出窓口
❶	春日部市社会福祉協議会事務局
❷	ふじ支援センター
❸	ゆりのき支援センター
❹	リサイクルショップ
❺	ひまわり園

■ その他福祉機器の貸出し

福祉教育等を行う際に、福祉機器を貸出します。

対　象：学校・ボランティアグループ・企業・施設等

貸出機器：① 車いす　② アイマスク　③ 白杖　④ 点字器
⑤ 高齢者疑似体験具　⑥ 福祉教育 DVD 及び書籍

社会参加の促進及び機会の提供

手話通訳派遣事業

社会生活におけるコミュニケーションなどを円滑にするため、聴覚障がい者や、音声・言語機能障がいのある方に対し、手話通訳者を派遣します。

対　象：市内に居住し、身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障がい者

場　所：P30・P31 を参照

派遣時間：平日・土日祝日問わず　８：００～２１：００
（緊急の場合は時間外でも派遣します）

利用料：無料

福祉車両貸出し

行動範囲を広げ、社会参加の機会を確保できるよう、高齢者や障がいのある方に対し、福祉車両（スロープ付軽自動車）を貸出します。

対　象：社協会員であり歩行困難で車いすを使用しなければ外出できない方

利用日時：祝日を除く平日の８：30～17：00
平日の一泊二日・土日をはさむその前後
※ １２月２９日～１月３日は除く

利用料：走行距離に応じて

距　　離	金　　額
～１５キロ未満	２５０円
１５キロ以上３０キロ未満	５００円
３０キロ以上５０キロ未満	８５０円
５０キロ以上	１，０００円

介護保険事業

居宅介護支援（ケアプラン作成）事業

介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるよう、心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成したり、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行います。

対　象：要介護認定を受けている方で、要支援１・２又は、要介護１～５の認定を受けた方
場　所：P30・P31 を参照
利用料：介護保険制度利用により負担はありません。

訪問介護事業

自宅で安心して自立した生活が送れるよう、ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯、掃除等の生活援助を行います。

対　象：要介護認定を受けている方で、要介護１～５の認定を受けた方
場　所：P30・P31 を参照
ｻｰﾋﾞｽ提供：月～土曜日　８：００～１９：００
（祝日・年末年始の訪問については、ご相談ください）
利用料：介護保険法に基づく利用料

第１号訪問事業・訪問型サービスＡ事業

自宅で安心して自立した生活が送れるよう、ホームヘルパーが自宅を訪問して、調理、洗濯、掃除等の生活援助を行います。

対　象：要介護認定を受け要支援１・２又は、事業対象者
場　所：P30・P31 訪問介護を参照
ｻｰﾋﾞｽ提供：月～土曜日　８：００～１９：００（年末年始を除く）
利用料：春日部市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱別表に基づく利用料

あしすと春日部デイサービスセンター「通所介護事業」

食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の生活の助長、社会交流、心身機能の維持向上と、家族の介護負担の軽減を図ります。

対　象：要介護認定を受けている方で、要支援１・２又は事業対象者、要介護１～５の認定を受けた方

場　所：P30・P31 を参照

ｻｰﾋﾞｽ提供：月～金曜日　９：３０～１５：３０（祝日・年末年始を除く）

利用料：介護保険法に基づく利用料及び春日部市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱別表に基づく利用料
食費（１回８００円おやつ代込）
※利用料については、変更になる場合があります。

春日部市第１地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を営むために、身近な地域で、高齢者の生活を総合的に支援していくための拠点として「地域包括支援センター」が設置されています。センターでは、保健師（看護師）、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどにより、介護予防事業や高齢者本人とその家族に対する総合的な相談等の支援を行います。

＜担当地区＞粕壁、粕壁１～４丁目、中央１～８丁目、浜川戸１～２丁目、粕壁東１～６丁目、南１～３丁目

※ 上記の住所以外の方には担当の地域包括支援センターをご紹介します。

内　容

● 総合相談・支援
介護保険だけでなく、各種保健福祉サービスを利用した総合的な支援を行います。

● 権利擁護事業
成年後見制度の活用や虐待の早期発見・防止事業を行います。

● 地域の介護支援専門員などの支援
支援困難ケースに対する助言やネットワークの構築などケアマネジャーへの支援を行います。

● 地域包括支援ネットワークの構築
様々な職種や団体、地域住民と連携を図りながら、高齢者を地域で支える仕組みづくりを推進します。

● 認知症高齢者や家族に対する支援
在宅で認知症の介護をしている家族に対し、認知症のケアについてアドバイスを行ったり、医療機関と連携を図り支援していきます。

● フレイル予防の支援
高齢者のフレイル状態を把握し、介護予防に努めます。

場　所：P30・P31 を参照

障害福祉サービス事業

居宅介護事業

障がい児・者の自立した生活を支援するため、自宅において、身体介護（入浴・排せつ・食事等）、家事援助（買い物・洗濯・掃除等）を行います。

対　象：障害福祉サービスの受給者証をお持ちの方
場　所：P30・P31 訪問介護を参照
ｻｰﾋﾞｽ提供：月～土曜日　８：００～１９：００
（巡回訪問については、ご相談ください）
利用料：障害者総合支援法に基づく利用料

重度訪問介護事業

重度障がい児・者の自立した生活を支援するため、自宅において、家事援助（買い物・洗濯・掃除等）を行います。

対　象：障害福祉サービスの受給者証をお持ちの方
場　所：P30・P31 訪問介護を参照
ｻｰﾋﾞｽ提供：月～土曜日　８：００～１９：００
（巡回訪問については、ご相談ください）
利用料：障害者総合支援法に基づく利用料

同行援護事業

視覚障がい児・者の社会参加や自立した生活を支援するため、外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、必要な援助を行います。

対　象：障害福祉サービスの受給者証をお持ちの方
場　所：P30・P31 訪問介護を参照
ｻｰﾋﾞｽ提供：月～土曜日　８：００～１９：００
（巡回訪問については、ご相談ください）
利用料：障害者総合支援法に基づく利用料

移動支援事業

障がいのある方の社会参加の機会の拡大を図るため、外出時に必要となる移動の介助や外出に伴う介護を行います。

内　容：利用者の状況によって「身体介護あり」、「身体介護なし」のいずれかのサービスを受けることができます。

○「身体介護あり」「身体介護なし」の共通支援
目的地までの誘導、移動中の見守り及び促し、外出先での読み書き等

○「身体介護あり」の支援
共通支援とそれに付随した排せつ・食事・車いすの介助・歩行介助（外出時の準備・帰宅直後の支援等）

対　象：身体障害者手帳の交付を受けている方で、屋外活動に著しく困難を伴う全身性障がい者（児）およびこれに準ずる方
療育手帳の交付を受けている方
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
上記の方で市障がい者支援課より移動支援決定通知書が交付されている方（初めて利用を希望される方は、事前に契約が必要です）

場　所：P30・P31 訪問介護を参照

ｻｰﾋﾞｽ提供：月～土曜日　８：００～１９：００
（年末年始を除く）

利用料：移動支援決定通知書に記載されている利用者負担額、利用時間数により異なります。

あしすと地域活動支援センター

地域において自立した日常生活を営むことができるよう、障がいのある方の日中の活動をサポートする施設です。

通所にて、創作活動、社会適応訓練、地域交流、入浴など地域生活を支える多様なサービスを提供しています。

対　象：１８歳～６４歳の身体、知的、精神に障がいがある方で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

場　所：P30・P31 を参照

ｻｰﾋﾞｽ提供：月～金曜日　９：２０～１５：５０（祝日・年末年始を除く）

利用料：障害支援区分や生活状況等により異なります。

申込み：あしすと地域活動支援センターまたは春日部市障がい者支援課

春日部市障害者就労支援センター

春日部市から委託を受け、障がいのある方の一般就労を支える拠点として運営しています。一般企業への就労の機会を広げる支援に加え、就労選択支援を通じて、本人の希望や適性に合った働き方や就労支援サービスの選択をサポートします。

また、就労後の相談支援を行うほか、障がいのある方の雇用を進めたい企業からのご相談にも対応しています。

対　象：春日部市在住の就労意欲がある障がい者やそのご家族
障がい者雇用を推進する事業主の方

場　所：P30・P31 を参照

ふじ支援センター・ゆりのき支援センター・リサイクルショップ・ひまわり園「就労継続支援B型」

障がいのある方に対し、自立した日常生活等を営むことができるように、就労や生産活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。

※ 春日部市より指定管理者の指定を受け管理運営を行っています。

指定期間（令和８年４月１日～令和１３年３月３１日）

対　象：身体、知的、精神に障がいがある方で障害福祉サービス受給者証の交付を受けていて、自力等による通所が可能な１８歳以上の方

場　所：P30 ～ P32 を参照

ｻｰﾋﾞｽ提供：月～金曜日　９：００～１６：００（祝日・年末年始を除く）

利用料：サービスに要した費用の１割負担
収入状況に応じて月額負担上限額があります
市民税非課税世帯の方の自己負担はありません
その他、昼食及び通所にかかる費用は自己負担となります。

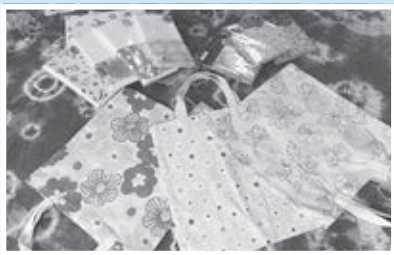

ふじ支援センター

ゆりのき支援センター

リサイクルショップ

ひまわり園

あおぞら「生活介護」

障がいのある方で、常に支援を必要とする利用者に、身体機能や生活能力の向上を図るため、食事などの日常的な支援を行うとともに、創作・生産活動の機会の提供を行います。

※ 春日部市より指定管理者の指定を受け管理運営を行っています。

指定期間（令和８年４月１日～令和１３年３月３１日）

対　象：身体障害者手帳または療育手帳を所持している１８歳以上の障害支援区分３以上の方（５０歳以上の方は障害支援区分２以上）。

場　所：P30・P31 を参照

ｻｰﾋﾞｽ提供：月～金曜日　９：００～１６：００（祝日・年末年始を除く）

利用料：サービスに要した費用の１割負担
収入状況に応じて月額負担上限額があります
市民税非課税世帯の方の自己負担はありません
その他、昼食及び通所にかかる費用は自己負担となります。

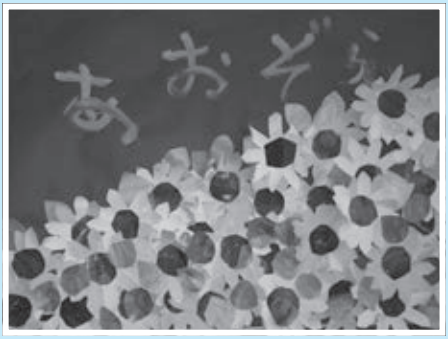

その他の事業

社協広報誌「あしすと」の発行

社協活動の周知や福祉への理解を促進するため、広報誌「あしすと」を年３回（７月・11 月・３月）に発行しています。

その中では、各種福祉サービスに関することや、地域の困りごとに関する情報なども発信していますので、ぜひ参考にしてください。

共同募金運動

“じぶんの町を良くするしくみ。”というスローガンのもと、厚生労働大臣の定める期間に全国一斉に行う募金運動です。

春日部市では、市民の皆さまや企業・法人各位の協力を得ながら、関係機関・団体と一体になった推進体制をもとに実施しています。

集まった募金は、民間社会福祉活動に計画的に配分され、地域福祉の更なる発展・向上へ繋ぐ貴重な財源となります。

実施期間：10 月 1 日～ 3 月 31 日までの６か月間

地域住民の皆さまへの大切なお願い

社会福祉活動へ興味・関心のある個人、団体、企業の皆さまからの寄付を募っています。

また、相続・遺言によるご寄付やオンライン決済によるご寄付も受け付けています。

皆さまからいただいた寄付は、地域の支え合い活動やボランティア活動の推進など、春日部市の社会福祉活動を充実させるために活用しています。

窓口の他、郵便局からの振込み、インターネットの決済サービス（Syncable）からのご寄付も随時受け付けています。

なお、郵便局から振込みをする際は、郵便局に備え付けの振込用紙にて下記事項をご記入のうえ、お振り込みください。

口座番号　00100 － 6 － 608996
口座名義　社会福祉法人春日部市社会福祉協議会
通 信 欄　住所・氏名・電話番号・寄付・あしすと広報掲載の可否

※大変申し訳ありませんが、郵便局の振込手数料についてはご負担ください。
※インターネットの決済サービス（Syncable）では、クレジットカード、Amazon pay、銀行振込にてご寄付いただけます。詳しくはホームページをご覧ください。

春日部市の未来を支える（使い道を春日部市社協に委ねる）

社協が進めるさまざまな事業に活用しています。

春日部市社協が設置する基金

寄付者の皆さまの想いを地域福祉活動の推進に活かします。

- **地域福祉応援基金**
  地域の支え合い活動やボランティア活動など地域福祉の安定的な発展を図ります。
- **子ども子育て応援基金**
  子どもが安心して生活できる居場所づくりを図ります。

冠基金

一定額以上のご寄付をいただいた場合、寄付者（個人、団体等）からの申し込みにより、春日部社協が一定の期間、継続的に実施する事業に寄付者の指定する冠基金名を付すことができます。なお、「冠基金」の名称及び内容は寄付者と協議の上、決定いたします。

現在、設置している基金は、以下のとおりです。

- **青少年応援 靖志基金 ～希望のつばさ～**

  子どもたちが同じスタートラインに立ち、将来の夢や希望が持てるよう支援することを目的として、髙橋靖氏からの寄付により設立。

相続・遺贈による寄付

「自分がなくなったあと、資産を春日部市内の困っている人に役立ててほしい…」、「故人がお世話になったので、地域福祉に役立ててほしい…」などの声にお応えするため、遺贈、相続財産、お香典などによる寄付を受け付けています。

- **遺贈による寄付**

  遺贈とは、「遺言」によって遺産の一部または全てを相続人以外の人や団体に無償で譲ることをいいます。

- **相続財産からのご寄付**

  相続された財産を寄付することによって、故人のやさしさを春日部市の社会課題解決を通じて「春日部市の未来」として遺すことができます。相続税の申告期限内に寄付を完了した場合、寄付した財産には、相続税がかかりません。

- **お香典からのご寄付**

  葬儀に寄せられたお香典やお花料へのお返しに代えて寄付いただくことにより、会葬者の皆さまの故人へのお気持ちを、春日部市で困っている人びとのために生かすことができます。お香典をくださった方々へのお礼状をご用意させていただきます。

※遺贈寄付や相続寄付には、法律やご家族へのご配慮など、専門知識が必要となりますので、専門家へのご相談をお勧めします。

寄付金は税金の控除の対象になります！

- 個人の場合　確定申告によって、所得税・住民税が還付される場合があります。確定申告時に、「所得控除」か「税額控除」のどちらかを選択できます。
- 法人の場合　「特定公益増進法人に対する寄付金」として、一定の限度額までが損金算入の対象となります。

※ 詳しくは、所轄の税務署等へお問合せください。

募金箱の設置

地域福祉を推進していくため、募金箱の設置にご協力いただける店舗や事業所の皆さまを募集しています。小さなご寄付が、地域の大きな支えにつながります。

自動販売機の設置

市内公共施設等に自動販売機を設置し、売上の一部を地域福祉活動等の財源として活用しています。今後、さらなる地域福祉の推進を目指していくため、社会貢献活動の一環として、ご自宅・アパート・マンションの敷地の一角や、会社、店舗、駐車場などの空きスペースを自動販売機の設置場所として、ご提供くださる方を募集しています。

不要入れ歯の回収

NPO 法人「日本入れ歯リサイクル協会」に協力して、不要になった入れ歯を回収しています。 回収した不要入れ歯に含まれる金属がリサイクルされ、その収益金が社協の地域福祉事業のほか財団法人日本ユニセフ協会を通じて、世界の恵まれない子ども達に寄付されます。

回収ボックス設置場所：春日部市役所本庁舎（1 階エスカレーター下）
庄和総合支所（1 階市民課横）
武里出張所
総合福祉センターあしすと春日部（1 階入口前）

お問い合わせ・相談など お気軽にどうぞ！

各事務所・事業所のご案内

	TEL／FAX	所　在　地
春日部市社会福祉協議会事務局	TEL 048-762-1081 FAX 048-752-3716	中央 2-24-1 あしすと春日部内
訪問介護	TEL 048-762-1081 FAX 048-762-1083	
居宅介護支援		
あしすと春日部デイサービスセンター		
あしすと地域活動支援センター		
春日部市第１地域包括支援センター	TEL 048-754-3775 FAX 048-762-1083	
ファミリー・サポート・センター	TEL/FAX 048-755-2324	
手話通訳派遣	TEL 048-762-1081 FAX 048-752-9104	
春日部市障害者就労支援センター	TEL 048-752-7483 FAX 048-752-3716	
庄和社会福祉センター	TEL 048-745-1030 FAX 048-745-0761	米崎 389-3
ふじ支援センター	TEL/FAX 048-761-8776	牛島 1289
ゆりのき支援センター	TEL/FAX 048-738-1171	谷原新田 2229-1
リサイクルショップ	TEL/FAX 048-752-7467	樋堀 369-1
ひまわり園	TEL 048-718-2011 FAX 048-718-2012	大衾 496-455
あおぞら	TEL 048-745-1143 FAX 048-745-0761	米崎 389-3
春日部ボランティアセンター	TEL 048-762-1081 FAX 048-752-3716	中央 2-24-1 あしすと春日部内
牛島ボランティアセンター	TEL/FAX 048-763-8957	牛島 1510-13
武里地区ボランティアセンター	TEL/FAX 048-733-3380	大枝 89-7-4 ゆっく武里内
栄町ボランティアセンター	TEL 090-8964-1984	栄町 2-212 内牧栄町会館内

春日部市社会福祉協議会事務局
訪問介護
居宅介護支援
あしすと春日部デイサービスセンター
あしすと地域活動支援センター
春日部市第１地域包括支援センター
ファミリー・サポート・センター
手話通訳派遣
春日部市就労支援センター
春日部ボランティアセンター

あしすと春日部

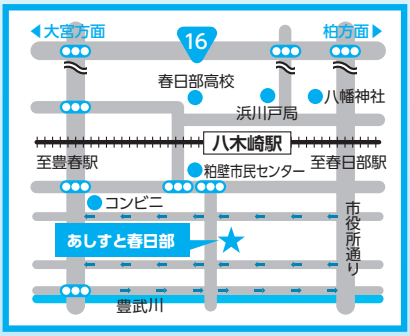

あおぞら

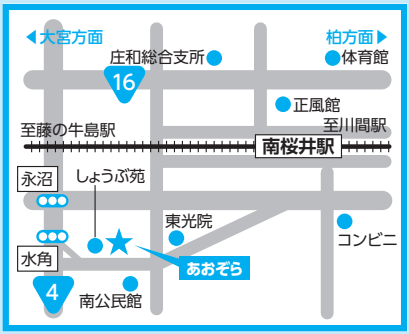

ふじ支援センター

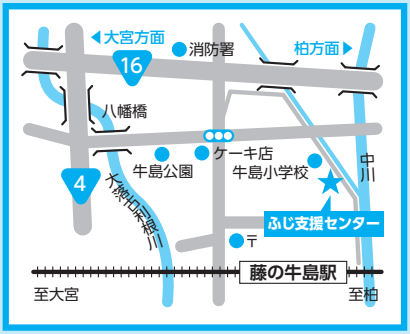

ゆりのき支援センター

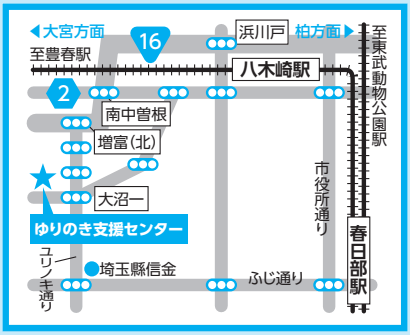

リサイクルショップ

ひまわり園

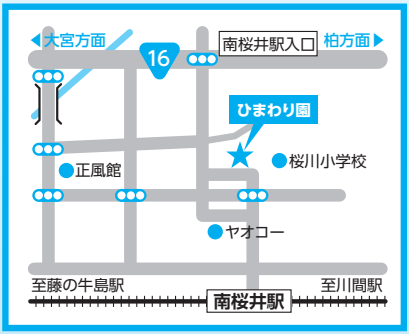

牛島ボランティアセンター

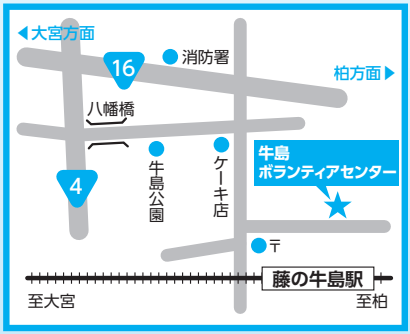

栄町ボランティアセンター

武里ボランティアセンター

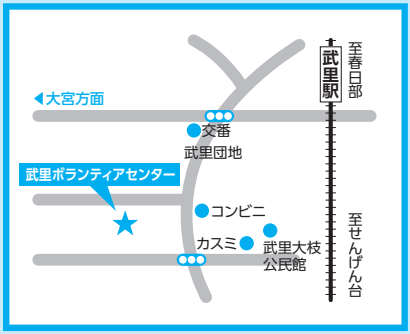

最新の情報はWebでチェック!

春日部市社会福祉協議会公式ホームページ
https://kasukabeshishakyo.or.jp/

社協は SDGs の達成に向けて積極的に取り組んでいます

社協は、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念のもと、住民から信頼される法人運営に努め、持続可能な福祉のまちづくりに取り組んでいます。

社会福祉法人　春日部市社会福祉協議会
344−0067 春日部市中央２－24－１
春日部市総合福祉センター「あしすと春日部」
電話：048−762−1081　FAX：048−752−3716